

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面

1. 工事名 _____

2. 工事場所 _____

3. 解体工事に要する費用等

上記の工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条および特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する書面に記載すべき事項については次のとおりとする。

(1) 分別解体等の方法

建築物に係る解体工事の場合

工程ごとの作業内容および解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(2) 解体工事に要する費用 _____ 円(税抜き)
 (受注者の見積金額.....直接工事費)

(3) 再資源化等をするための施設の名称および所在地(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税抜き)
 (受注者の見積金額.....直接工事費)

(5) 上記に記載の金額は請負金額に含むものとし、上記各項目の内容に変更を必要とする場合は発注者と受注者の間で協議するものとする。